規定によって計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「差引計⑤」の欄に第20号様式別表１の３の「課税標準となる法人税額⑦」の欄の金額を記載すること。	しくは第15項の規定の適用を受けようとする連結法人であった法人に限り、通算法人及び通算法人であった法人を除く。）が第20号様式の申告書に添付する場合にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「差引計⑤」の欄に第20号様式別表１の３の「課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額⑦」の欄の金額を記載すること。
［５　略］	［５　同左］
６　「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、法人税の申告書（別表１）の「法人税額計」の欄の金額（この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40％相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額）（法人税の明細書（別表６(2)付表６）の「７の計」欄に金額の記載がある場合の当該金額を除く。）を記載し、括弧内には、土地譲渡利益金額に対する法人税額、法人税の申告書（別表１）の「税額控除超過額相当額等の加算額」の欄の金額（法人税の明細書（別表６(2)付表６）の「７の計」欄に金額の記載がある場合の当該金額を除く。）及び使途秘匿金の支出に対する法人税額（使途秘匿金の支出の額の40％相当額）の合計額を記載すること。	［新設］
７・８　［略］	６・７　［同左］
第二十二号の二の二様式（第十条の二の九関係）	**第二十二号の二の二様式**（第十条の二の九・地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和二年総務省令第九十四号）による改正前の地方税法施行規則第十条の二の十関係）
［様式　別紙百四十四　挿入］	［様式　別紙百四十三　挿入］
第22号の２の２様式記載要領	第22号の２の２様式記載要領
１　この申請書は、法第321条の11の２第１項の規定に基づき徴収の猶予を申請する場合に使用すること。	１　この申請書は、法第321条の11の２第１項又は地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法第321条の11の２第１項若しくは第321条の11の３第１項の規定に基づき徴収の猶予を申請する場合に使用すること。
［２・３　略］	［２・３　同左］
第二十二号の四様式（用紙縦百七十八ミリメートル横八十五ミリメートル）（第十条関係）	**第二十二号の四様式**（用紙縦百七十八ミリメートル横八十五ミリメートル）（第十条関係）
［様式　別紙百四十六　挿入］	［様式　別紙百四十五　挿入］
［第22号の４様式備考　略］	［第22号の４様式備考　同左］
第二十二号の四の二様式（用紙縦百七十八ミリメートル横八十五ミリメートル）（第二十八条関係）	**第二十二号の四の二様式**（用紙縦百七十八ミリメートル横八十五ミリメートル）（第二十八条関係）
［様式　別紙百四十八　挿入］	［様式　別紙百四十七　挿入］
［第22号の４の２様式備考　略］	［第22号の４の２様式備考　同左］

備考　表中及び表中に挿入される別紙の［　］の記載並びに対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日